

平成29年度 財政援助団体監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 公益社団法人四日市市シルバー人材センター
健康福祉部健康福祉課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成30年1月16日
- 4 監査結果報告 平成30年3月30日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【公益社団法人四日市市シルバー人材センター】

| | |
|---|--|
| <p>(1) 会計処理について ア 固定資産に減価償却引当資産が計上されているが、長期にわたってその金額は固定化されている。当該資産について改めてその要不要を検討し、適切な会計処理を行うこと。【改善事項】</p> | <p>【 検討中 】 平成30年10月 1日 減価償却引当資産は、車輛購入を考慮して減価償却相当額を積み立ててきたものであるが、平成23年度の公益法人への移行に伴い、国庫補助金の対象としてリースが取り入れられたことから、可能な資産はできる限り、リースを利用する方がより多くの補助金を得られると、三重県から助言があったため、引当資産の取り崩しを実施しなかった。しかしながら長年に渡り資産を凍結することは最適な手法でないと思われることから今年度中に要不要を判断し、適切な会計処理を実施する。</p> |
| <p>イ 会計処理を公益目的事業会計と法人会計とに区分して行っているが、一部経費の両会計への配分が実態に即さず硬直化している懸念がある。毎決算後には両会計への配分が適正になされているか確認を行い、次年度に活かしていくこと。【要望事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成31年 3月31日 減価償却引当資産は、車輛購入を考慮して減価償却相当額を積み立ててきたものであるが、平成23年度の公益法人への移行に伴い、国庫補助金の対象としてリースが取り入れられたことから、可能な資産はできる限り、リースを利用する方がより多くの補助金を得られると、三重県から助言があったため、引当資産の取り崩しを実施しなかった。しかしながら長年に渡り資産を凍結することは最適な手法でないとの四日市市からの意見を受け、平成31年3月理事会に諮り承認を得て、平成30年度末をもって全額を取崩し、流動資産の普通預金に振り替えた。</p> |
| | <p>【 措置済 】 平成30年 3月31日 平成30年度から三重県雇用対策課からの助言を受け、共通経費の配賦割合を見直した。今後は、毎決算時に適正に実施されているかの確認を行うとともに次年度に反映をしていく。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(2) 地域社会への貢献について 国庫補助金の対象となっている高齢者就業機会確保事業や雇用開発支援事業のほかに国庫補助金の対象となっていない子育て支援事業、生活支援事業なども積極的に行うことにより、現役世代を下支えし、地域社会の維持・発展に貢献している。 国庫補助金の対象事業で未だ取り組んでいないものについてもアンテナを高くして情報を収集し、それが社会貢献として実のある事業であれば積極的に取り組んでいく姿勢で、高齢者の生きがいの一層の充実と地域社会への更なる貢献を図っていくことを要望する。【要望事項】</p> | <p>【措置済】 平成30年 3月31日 国庫補助事業については、三重県シルバー人材センター連合会及び県内各シルバー人材センターからの情報提供の他、厚生労働省高齢者雇用対策課のメールマガジンを定期購読、さらに、全国シルバー人材センター事業協会へ会員登録を行い常に最新の情報を入手し、地域社会の維持発展事業に活かすとともに、高齢者の生きがいつくりの一層の充実を図っていく。</p> |
| <p>(3) 子育て支援事業について 一時預かり施設「ピッコロ」において託児事業を実施しており、子どもが家庭ではなかなか経験できない農作業を体験できるなど子育て支援として意義のある事業となっている。利用者からの評判も良く優良な事業であるので、もっと積極的なPRを行うよう要望する。【要望事項】</p> | <p>【措置済】 平成30年 9月 1日 より多くの市民の方に利用していただけるよう、シルバー人材センターの定期機関紙やホームページでの周知のほか、平成30年度から市内の子育て中の保護者を対象に①「フェイスブック広告」を発信したほか②「情報誌palette」「Youよっかいち」に紹介記事掲載等、積極的にPRを実施した。今後も子育て事業を充実するとともに、③「四日市ホームニュース」に広告を定期的に掲載するなど、多様な方法・媒体で周知に努めていく。</p> |
| <p>(4) 地域との連携について 市内を22に区分したブロックごとに地域班を組織して、各地域における課題などの把握に努め、活動を行っているが、地域との連携の状況がはっきりと見えてこない。地域との連携が実を結ぶような取組みとなるよう工夫すること。【要望事項】</p> | <p>【措置済】 平成30年 5月31日 市内22地域班の活動状況について、定期的なブロック会議を実施し情報共有及び課題解決を図っている。会議には事務局職員が必ず参加し各地区の意向を把握するとともに事務局の方針を伝える等、会員の生きがいつくりに応えている。 また、情報誌「虹の橋」や各地区市民センターだよりに地区別の活動状況を掲載して会員のモチベーション向上を図っている。さらに、改めて地域との連携という意識を強く持ち、地区市民センター窓口にチラシ等を配架しシルバー人材センターの周知に努めるとともに、地域との連携を常に意識し、市民目線に立ちながら事業に取り組んでいくこととした。</p> |
| <p>【健康福祉部健康福祉課】</p> | |
| <p>(1) 補助金交付事務について ア 補助金交付決定に係る起案文書において、申請のあった事業が補助金交付要綱に定める補助対象事業のいずれに該当するのかが明らかにされていない。補助金交付要綱の規定に則り補助金交付決定に係る審査を行っていることを起案文書において明らかにすること。【改善事項】</p> | <p>【措置済】 平成30年 4月 1日 補助対象事業及び補助対象経費をより明確にするため、「公益社団法人四日市市シルバー人材センター事業費補助金交付要綱」の一部改正を行い、平成30年4月1日より施行した。 また、申請のあった事業を補助金交付要綱に定める補助対象事業と照らし合わせ、平成30年度の補助金の交付決定の起案文書において、補助金交付要綱のどの補助対象事業に該当するかを明らかにした。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>イ 補助金の支払について、3回に分割して概算払を行っている。それぞれの支払の時期及び金額の根拠が起案文書において明らかにされていない。補助金交付の相手方に対して資金計画書の提出を求めるなどして、支払の時期及び金額の根拠を明確なものとし、それを起案文書に記録すること。【改善事項】</p> | <p>【措置済】 平成30年 9月28日 シルバー人材センターに対し、補助金交付申請書、事業計画書の他に補助金交付の根拠となる資金計画書の提出を求め、起案文書に保存するよう改めた。 また、補助金の充当先及び用途についても検証が可能なよう正味財産増減計画書の提出を求め、より一層明確な補助金の交付に努めた。</p> |
|--|--|